

高原町光ファイバ整備事業仕様書

I 総則

1. 事業目的

本事業では、光ファイバによる超高速通信基盤が整備されていない高原町全域において、国の「高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備助成事業）」（以下「国事業」という。）を活用して高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路設備等を整備しようとする事業者を公募により選定し、その整備の費用に対する補助金を交付することにより、町内における光ファイバによるインターネット環境の未整備地区を解消し、都市部との情報格差を是正することを目的とする。

2. 総務省高度無線環境整備推進事業の活用

- (1) 事業者は令和2年度総務省高度無線環境整備推進事業の補助金交付申請及び実績報告等を行い、補助金の交付を受けること。
- (2) 高原町は、令和2年度総務省高度無線環境整備推進事業を活用し、民設民営方式による情報通信環境整備を行う事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

3. 事業期間

事業期間は、公募型プロポーザルによる実施事業者決定日から令和4年3月31日までとし、令和4年4月1日から光ファイバによるサービス提供を開始できること。

4. 補助金上限額

140,000千円

※高度無線環境整備推進事業を除く整備費用として

5. 対象地域

高原町全域（別紙1「事業実施場所概略図」参照。）

6. 参加者の資格

電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）第9条に規定する総務大臣の登録を受けている民間通信事業者

7. 補助対象

補助対象は、光ファイバ網によるブロードバンドサービスを提供するために必要とする施設のうち、センター施設から分岐装置（加入者宅への引き込み線の直前に設置するもの）までの加入者系伝送路の施設設備及び簡易局舎に要する費用。ただし、町の土地の取得は、補助対象外。

8. 企画提案書等の様式

- (1) 高原町光ファイバ整備事業の概要（様式第6号）
- (2) エリア図（サービス提供可能な範囲がわかるもの）、ルート図を添付すること。
- (3) 会社概要書（様式第7号）
- (4) 電気通信事業法に規定する事業者であることを証明する写し
- (5) 光ファイバ網整備事業の実績（様式第8号）
- (6) 地区別サービス別加入世帯推計及び料金算定表（様式第9号）
- (7) 保守管理及び災害時復旧体制（様式自由）
- (8) 収支計画表（様式第10号）
- (9) その他参考となる資料（様式自由）
付加サービス（IP 電話や放送等）があれば、提供範囲や条件、料金等の参考になる資料を作成すること。併せて参考となるパンフレットなどがあれば添付すること。また、付加サービス以外にも、加入者増対策や整備後の利活用提案など、アピールできる点があれば資料を添付すること。
- (10) 見積書（様式第11号）
- (11) 総事業費に関する調書（様式第12号）

9. 関連法令等の遵守及び実績報告書等の提出

本事業は、高原町光ファイバ整備事業補助金交付要綱で定められている事業であり、電気通信事業法等の関係法令及び高原町財務規則等を遵守、適用するものである。また、受託者は、交付要綱に定められた様式等の所定事項に記載のうえ、町長に提出しなければならない。

II 仕様

以下の要件を全て満たした光ブロードバンドサービスを提供すること。

1. サービスの仕様

(1) 補助対象地域

補助対象地域は、総則5. 対象地域のとおりであり、対象地域全域を整備すること。

また、光ファイバ網整備後、新たにサービスの申し込みがあった場合には、整備範囲とした住民及び法人に対し、努力義務においてサービスを提供すること。

(2) 通信速度

通信速度は、以下のサービスを提供すること。

通信速度（上り下り共に）	帯域保証
1 Gbps 程度	ベストエフォート型

(3) サービスグレード

補助対象地域内に地域格差が発生しない通信サービスであること。

(4) セキュリティ対策

コンピュータウイルスや不正アプリ等の脅威から住民が利用するパソコン等の端末を守るためのセキュリティ対策を提供するサービスを選択することができること。

2. 設備仕様

伝送路設備を設置する建物については、耐震性・防火性・防水性・セキュリティを確保すること。

3. 運用保守

(1) 受付体制

- ① サービスの申し込みは、平日のみならず土日祝日にも申込が可能であること。なお、電話対応等にて 24 時間 365 日申込み若しくは仮申込みが可能であること。
- ② 住民が平日のみならず、土日祝日にも故障を申告することが可能であること。なお、電話等にて故障申告が 24 時間 365 日受付可能であること。

(2) 通信料金

通信料金は、他地区と同一料金または以下とする。

(3) 運用保守

- ① 施設に設置している通信機器の監視を行うこと。
- ② 災害時の復旧について速やかに対応可能であること。また、大規模災害にも対応できる体制が整っていること。
- ③ 高原町までの 2 時間圏内に保守拠点があり、サービス利用者宅へ迅速に駆けつけられる体制が整っていること。